

一般財団法人島根県社会保険協会 会員に関する規程

(目 的)

第1条 この法人の定款第5条の規定による会員に関することを定めることを目的とする。

(会員の資格の取得)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、別紙1の入会申込書により、入会の申込みをしなければならない。

(経費の負担)

第3条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、会員は、定款第6条に基づく会費を納付する。

(退 会)

第4条 会員は、別紙2の退会申出書を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 定款第6条の会費の納付が5年以上なかったとき。
- (2) 会員の事業所が、健康保険又は厚生年金の被保険者を使用しなくなったとき。

(会員の資格停止)

第6条 定款第6条の会費が納入期限までに納付がないときは、納付が履行されるまでの間、会員としての資格を停止する。

(会員資格の再開)

第7条 前条に該当していた者が、会費納付を履行したときは、そのときから会員としての資格を再開する。

附 則

この規程は、一般財団法人島根県社会保険協会設立登記の日から施行する。